

特別定額給付金の申請について

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、全国全ての方々を対象に、一人につき10万円を給付する「特別定額給付金事業」が実施されています。

市では以下の要領で申請の受付をしておりますので、お早めにお申込みください。申請書がまだ届いていない、申請書の書き方がわからないなど、ご不明な点がある方は対策室へお問合せください。

1：申請方法

①郵送の場合

市役所から郵送されてきた申請書に必要事項を記入のうえ、身分証明書の写し、振込口座がわかるもの（通帳・キャッシュカード）の写しとともに同封されている返信用封筒で返送してください。

②オンラインの場合（マイナンバーカード保有が必須です。）

インターネットのマイナポータルにアクセスし必要事項を入力、振込口座の確認書類をアップロードのうえ、電子申請を行ってください。

2：申請期限

8月18日（火）※郵送の場合は消印有効

3：給付金の振込について

申請書の記入事項及び添付書類の確認がとれた方から順次ご指定の金融機関口座へ振り込みます。申請を受け付けてから2～3週間ほど時間がかかります。

4：問合せ先

新型コロナウイルス感染症対策室（コミュニティセンター2階）
35-3577、35-3578

（文書取扱：総務課）

～公務員の方へ～

子育て世帯への臨時特別給付金の申請について

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、「子育て世帯に関しては、児童手当（本則支給）を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を上乗せする臨時特別給付金を支給する」こととされました。

公務員の方は申請が必要になりますので、所属庁から申請書が配布されます。必要事項を記入して所属庁から証明を記載してもらい、必要書類を添付のうえ、福祉事務所 子育て支援係に提出してください。

受付期間：9月30日（水）まで ※必着

※新型コロナウイルス感染防止の為、申請は郵送でお願いします（郵送代は自己負担でお願いします）。

※公務員以外の方は、申請の必要はありません。

（文書取扱・問合せ：福祉事務所 子育て支援係 32-1021）

ふるさと『さいと』から“愛”を込めて ～西都産農畜産物お届け事業～

親元（西都市）を離れて頑張るお子さんに西都産農畜産物を送ります。

【対象】西都市内に在住の方で、県外の大学若しくは専門学校等に通うお子さんをお持ちの方

【商品内容】①西都産農産物セット（米、スイートコーン、カラーピーマン、スイートコーンドレッシング、ゆずみそ）

②西都産牛肉セット（牛肉…バラ・モモ）

③西都産牛肉加工品セット（レトルトカレー、ホルモン、ハンバーグ）

※全てのセットに免疫力向上のため、西都産お茶ティーバッグをお付けします。時期によって、内容を多少変更する場合がありますので、ご了承ください。

【申込期間】6月19日（金）まで

【申込先】農林課 農政企画係（FAX、メールも可）

FAX：41-1118 E-mail:nourin@city.saito.lg.jp

※FAX、メールでお申込みの場合は、市から返送する受付完了のFAX、メールを必ずご確認ください。

【申込方法】申込書（市ホームページからダウンロード可）を上記申込先に提出してください（持参、FAX、メール）。

必要なもの：学生証など、在学中であることが確認できるもの（写真でも可）

【配送】ご指定の住所（県外居住地）にお届けします。

※受け取り日の指定はできません。

【その他】商品の到着確認のため、到着後、対象となるお子さんから確認メールの送信をお願いします。

（文書取扱・問合せ：農林課 農政企画係 43-0382）

避難所での 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスの感染が続くなか、これから出水期を迎え、台風等風水害による避難所の開設が想定されます。市としましては、開設した避難所内での新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、避難所の分散化や消毒液の設置、十分な換気やスペースの確保などの避難所の衛生確保に努めてまいります。市民の皆様におかれましても、以下のことについて、ご理解ご協力をお願いいたします。

◆自分が住んでいる場所は避難の必要がある場所か確認する

市では、今年の3月に洪水・土砂災害の新しい防災マップを配布しております。自分の住んでいる場所が土砂災害警戒区域や浸水想定区域なのか防災マップで確認していただき、災害の発生が予想される場合に避難が必要かどうか事前の確認をお願いします。

◆親戚や友人・知人の家などへの避難を検討する

避難所が過密状態になることを防ぐため、安全な地域にお住まいの親戚や友人・知人の家などへの避難について、検討をお願いします。

◆避難所へ避難する場合のお願い

避難所へ避難する場合、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の点についてご協力をお願いします。

- ・マスク、体温計等の感染予防に必要なものを持参してください。
- ・頻りに手洗いをするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底してください。
- ・発熱や咳等体調の変化が見られた際は、すみやかに避難所職員に連絡してください。その際、発熱や咳が出た人用の専用スペース、トイレの確保に努めます。

（文書取扱・問合せ：危機管理課 43-0380）

西都市国民健康保険「簡易人間ドック」助成事業のお知らせ

国民健康保険では、25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳になる方を対象に「簡易人間ドック」助成事業を実施します。特定健診よりも検査項目が多く自分の健康状態をより詳しく把握できます。病気にかからず健やかに生活するためにぜひ受診してください。

1. 対象者 西都市国民健康保険に加入されている方のうち、本年度中に満25歳・30歳・35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳となる方が対象となります。

◆この期間に生まれた方が対象者です◆

25歳（平成 7年4月2日から 平成 8年4月1日まで）
 30歳（平成 2年4月2日から 平成 3年4月1日まで）
 35歳（昭和60年4月2日から 昭和61年4月1日まで）
 40歳（昭和55年4月2日から 昭和56年4月1日まで）
 45歳（昭和50年4月2日から 昭和51年4月1日まで）
 50歳（昭和45年4月2日から 昭和46年4月1日まで）
 55歳（昭和40年4月2日から 昭和41年4月1日まで）
 60歳（昭和35年4月2日から 昭和36年4月1日まで）
 65歳（昭和30年4月2日から 昭和31年4月1日まで）
 70歳（昭和25年4月2日から 昭和26年4月1日まで）

※次の方は人間ドックの申込みや受診ができない場合があります。ご注意ください。

- ①受診日までに西都市国民健康保険の資格を喪失された方は、助成の対象外となります。
- ②令和2年4月以降に特定健診を受診された方は受けられません。
- ③保険税に未納のある世帯の方は、納税状況により受けられない場合があります。
- ④現在かかりつけ医療機関があり通院等をされている方は、主治医とご相談のうえお申込みください。

※申込受付は6月17日（水）からです（6月16日までは受付いたしません）。

受付は健康管理課窓口で行います。ただし6月17日（水）と6月18日（木）はコミュニティセンター2階で受付を行います。

対象となる方には、5月下旬に通知（ハガキ）をお送りしています。お申込みの際は、通知・国民健康保険証・印鑑・特定健診の受診券（40歳以上の方のみ）が必要ですので忘れずにお持ちください。

2. 検査内容 次の4つの中からお希望の内容を選んで受診して頂きます。内容によって自己負担額が異なりますのでご注意ください。

| | 実施内容 | 費用総額 | 助成額 | 自己負担額 |
|---|--------------------------|---------|---------|---------|
| 1 | 基本検査項目のみ | 33,341円 | 23,341円 | 10,000円 |
| 2 | 基本検査＋下部消化管検査 | 52,184円 | 37,184円 | 15,000円 |
| 3 | 基本検査＋頭部検査 | 54,241円 | 38,241円 | 16,000円 |
| 4 | 全項目検査（基本検査＋下部消化管検査＋頭部検査） | 73,084円 | 51,084円 | 22,000円 |

| | |
|---------|--|
| 基本検査項目 | 身体検査、血圧、検尿便、血液学的検査 生化学的検査、胸部X線、エコー（腹部）、心電図 上部消化管検査（胃X線透視または胃内視鏡検査） |
| 下部消化管検査 | 全大腸内視鏡検査 |
| 頭部検査 | 頭部MRI・MRA検査 |

3. 受診医療機関 市が指定した市内医療機関で受診していただきます。（受診期間は7月～令和3年2月予定）

※詳しくは、申込時にご説明いたします。

4. 申込定員 合計360名程度（定員になり次第締め切ります。）

（文書取扱・問合せ：健康管理課 国保係 43-0378）

各支所で

マイナンバーカード交付申請受付ができます

市民課では、マイナンバーカードの交付申請受付（写真撮影含む）を無料で行っています。申請時に一度来庁するだけで、マイナンバーカードが本人限定受取郵便でご自宅に届きます。ただし、申請から約1か月程度日数がかかります。

各支所でもマイナンバーカードの交付申請受付（写真撮影含む）ができます。この機会に、マイナンバーカードを作ってみませんか。

マイナンバー申請交付等には、約30分程度かかりますので、事前に電話予約が必要です。予約のない方は、お断りする場合があります。

- 市民課 マイナンバー係 35-3020
- 穂北支所 43-1113
- 三納支所 45-1111
- 都於郡支所 44-5222
- 三財支所 44-5111
- 東米良支所 49-3031

【休日申請・交付】

平日に都合がつかない方は本庁（市民課）窓口で申請等ができます。ただし、マイナンバー申請交付等には、約30分程度かかりますので、事前に電話予約が必要です。予約のない方は、お断りする場合があります。

日時：6月14日（日）・28日（日）、7月12日（日）
9時～正午、13時～15時

予約・問合せ：市民課 マイナンバー係 35-3020

（文書取扱：市民課）

マイナンバー通知カードの廃止について

法律の改正により、マイナンバー（個人番号）をお知らせするために郵送された通知カードが令和2年5月25日に廃止されました。

廃止後に出生や国外転入などで新たにマイナンバー（個人番号）が付番された方には、国から個人番号通知書が交付されます。ただし、個人番号通知書はマイナンバー（個人番号）を証明する書類として使用できません。

●廃止によりできなくなったこと

①通知カードの新規発行および再発行

マイナンバー（個人番号）が記載された住民票の取得は可能です。取得の際には、運転免許証等の写真付き身分証明書をご持参ください。

②通知カードの住所や氏名などの記載事項の変更

当面の間、住所や氏名などの記載事項に変更がない場合は、通知カードをマイナンバー（個人番号）を証明する書類として使用できます。

●マイナンバーカードの申請方法

市民課および各支所では、マイナンバーカードの交付申請受付（写真撮影含む）を無料で行っています。この機会に、マイナンバーカードを作ってみませんか。

なお、マイナンバー申請交付等には、約30分程度かかりますので、事前に電話予約が必要です。予約のない方は、お断りする場合があります。

- ・市民課 マイナンバー係 35-3020
- ・穂北支所 43-1113
- ・三納支所 45-1111
- ・都於郡支所 44-5222
- ・三財支所 44-5111
- ・東米良支所 49-3031

（文書取扱：市民課）

住宅等除却に対する補助のお知らせ

将来的に周辺に影響を及ぼすおそれのある住宅等の除却を推進し、地域の良好な居住環境の確保を図るため、住宅等を除却する所有者等に対し、予算の範囲内において費用の一部を補助します。

～主な事業内容～

【対象施設】・市内に所在する昭和56年5月31日以前に建築された所有者等が個人である住宅等
・原則として所有権以外の権利が設定されていないこと

【対象者】対象施設の所有者等で、市税の滞納がないこと

【主要要件】・住宅等の存在する敷地を更地にする工事であること
・市内の施工業者が行う工事であること
・除却後の跡地について、3年を経過しないうちに建築物の新築、売買、営利を目的とする事業に使用する等の活用はできないこと

【対象経費】住宅等の解体、撤去及び処分並びに解体後の土地の整備に要する費用

【補助金額】対象経費の1/3以内（上限60万円）

【その他】除却を考えておられる方は、上記以外にも要件等がありますので、事前に生活環境課（43-1589）までお問合せください。

（文書取扱：生活環境課）

家庭ごみは

決められた集積所に出してください

ごみの集積所は、その集積所を利用する方々の申請に基づいて設置されており、その集積所の清掃・管理もその方々の責任で行わなければなりません。

また、ごみ集積所の利用に当たっては、種類ごとに分別し、決められた集積所に、収集日の朝8時までに出すなどのルールを守らなくてはなりません。

しかし、その集積所の利用者ではない人が、通りすがりなどにごみを捨てて困るとの問合せが寄せられています（ポイ捨て行為）。

こうした行為により、収集されなかったごみ（分別が正しくされていないごみや指定日以外に出されたごみ）は、その集積所を利用する方々が分別し直して出すなど、大変迷惑しておられます。

このような行為は、絶対にしないでください。ごみは決められた集積所に出してください。

※決められた集積所以外にごみを捨てた場合（ポイ捨て行為）も不法投棄となり**犯罪行為**になります。違反した場合には、5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金が科せられます。

（文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485）

ごみ袋は「十字結び」で出してください

指定ごみ袋は、ごみが出ないように袋の口を「十字結び」で結んで出してください。

「十字結び」のしぼり方 … ①まず、上部中央の耳の部分で結んでください。 ②次に、取っ手部分を結んでください。

ごみの処理は、市民の皆様の生活を維持するために必要不可欠なものです。「十字結び」をすることで、散乱防止につながるだけでなく、廃棄物に直接触れることなく収集できるため、収集作業員の感染症のリスクを減らすことにつながります。

ごみの収集を安全に継続していくため、市民の皆様のご協力をお願いします。

（文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485）

電気柵等の補助金について

有害鳥獣対策として、電気柵・爆音機・箱わな設置の補助金助成を行っています。対象者は西都市在住で、西都市内の農地に年度内の購入・設置が可能な方で、申込み順となります。

電気柵、爆音機については資材一式での購入が補助対象となり、機械等の単品購入は該当しません。

箱わなについては大型獣用1基が補助対象となりますが、箱わなの設置には『わな猟免許』が必要となります。

補助対象経費にはそれぞれ上限があり、上限の3分の2以内が補助対象となり、上限を超えた分については自己負担となります。

なお、いずれも申込み前の購入・設置については補助対象となりませんので、ご注意ください。

補助対象経費の上限額については、次のとおりです。

◎イノシシ・アナグマ用

電気柵2段張り・500メートルまで 122,000円

◎シカ用

電気柵4段張り・750メートルまで 280,000円

◎サル用

電気柵8段張り・500メートルまで 384,000円

◎爆音機

資材一式 63,000円

◎箱わな

大型獣用 63,000円

詳しくお知りになりたい方は、農林課 林務係（32-1013）までご連絡ください。

（文書取扱：農林課）

農業者年金受給者の皆様へ

農業者年金基金より5月末までに現況届の用紙が送付されています。送付を受けた方は、必ず以下のとおり記入をされてから、6月30日（火）までに農業委員会に提出してください。

●記入の仕方

現況届の受給権者の欄に年金を受給している方ご本人が住所、氏名、生年月日、電話番号を記入してください。代理で家族の方等が記入する場合は代理人の欄に代理人の住所、氏名、電話番号、年金を受給している方とのご関係を記入して、農業委員会（市役所西庁舎〔西都児湯医療センター北側建物〕3階）に提出してください。

※現況届の用紙を破損・紛失等された方については、農業委員会に予備がありますので、お問合せください。

※手続きは、代理の方でも結構です。

●受給者が死亡・転出された場合の手続きについて

①死亡された方の場合

現況届の手続きは不要です。ただし、死亡の届出をされていない場合は、早急に印鑑と死亡年月日等が確認できる戸籍謄本（コピーでも可）をもって、農業委員会まで手続きにおいでください。

②市外へ転出された方の場合

転出先の市町村で現況届の手続きをしてください。ただし、住所変更届が必要になりますので、農業委員会までお問合せください。

※6月15日（月）までは市役所西庁舎1階の玄関で受付をしていますので、お早めの手続きが便利です。

（文書取扱・問合せ：農業委員会 43-3595）

命を守る住宅用火災警報器の点検について

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから9年が経過します。住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を検知しなくなることがあります。その目安が10年ですので機器本体の交換をお願いします。設置する場所や点検方法については市ホームページにも掲載していますのでご確認ください。消防本部 予防課までお問合せください。

このことについて、九州各県、全ての消防本部において6月1日（月）の前後一週間「九州一斉住宅用火災警報器普及啓発キャンペーン」を実施しますのでよろしくお願いします。

（文書取扱・問合せ：消防本部 予防課 43-2477）

発電所の放流による 水難事故防止対策について

これから梅雨・台風等による出水期を迎えることとなり、河川の増水等による水難事故が懸念される場所がありますが、宮崎県企業局より発電所の放流による水難事故防止の通知がありましたのでお知らせいたします。

◆立花・三財発電所からのお願い

三財川上流にある立花発電所、三財発電所では、発電の出力変動に伴い発電所から河川に放流される水量が増減します。

発電所がある河川の下流では、天候に関わらず水量や水位が急に変化する場合がありますので、河川に立ち入られる場合には、水位の変化に十分気をつけていただきますようお願いします。

（文書取扱：危機管理課）

6月23日～29日は男女共同参画週間です 「ワクワク・ライフ・バランス」 「そっか。いい人生は、 いい時間の使い方なんだ。」

●「男女共同参画社会」という言葉をご存じですか

男女が互いに人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことをいいます。

「男女共同参画社会」の実現のためには、私たち一人ひとりが、性別で役割を決める固定的役割分担意識を見直し、男女がともに責任をわかちあいながら支え合うことの大切さや、多様な生き方を認め合うことの大切さを理解するなど、男女共同参画に関する認識を深めていくことがとても重要です。

●展示のご案内について

男女共同参画週間中は、男女共同参画に関するパネルやパンフレット等の展示を行います。

○展示期間：6月19日（金）～26日（金）

○場 所：市役所市民課前ロビー、西都市立図書館

●男女共同参画講演講師派遣について

これからの地域づくりや、暮らしを取り巻くさまざまな問題を、男女共同参画の視点で学びたいという団体に講師を派遣いたします。

興味関心のある分野など、ご希望があればご相談ください。

○派遣条件：各種団体・子ども会・地区公民館・学校関係などの団体で参加希望者が20名以上

○申込期間：令和3年2月26日（金）まで

（文書取扱・問合せ：市民協働推進課 43-1204）

働く婦人の家主催 「キックボクササイズ」講座

さいとくポイント進呈対象事業です

音楽を聴きながらミットを使いキックやパンチで楽しくエクササイズしませんか。体幹を鍛えながらストレス解消しましょう。

- 【開 講 日】7月14日（火）
毎月第2・4火曜日 19時30分～21時（全8回）
- 【場 所】西都市働く婦人の家（コミュニティプラザパオ2階）
- 【条 件】西都市に在住、在勤の方ならどなたでも参加できます。
- 【費 用】友の会費200円（初回のみ）
- 【持 参 品】軍手、タオル、水分補給用飲料水（※スポーツできる服装）
- 【定 員】12名（応募者多数の場合は事務局による抽選となります。）

◆申込み◆

- 窓口で直接か、FAXでお申込みください。
- FAXの場合、必要事項をご記入の上ご応募ください。
- ※必要事項…①講座名「キックボクササイズ」とご記入ください。
②氏名(フリガナ)、③住所、④電話番号・FAX番号、⑤年齢
⑥区分（女性労働者、主婦、男性、その他のいずれか）
⑦講座をどこで知ったかをご記入ください。
- 受付時間 月～金曜 9時30分～19時まで
土 曜 9時30分～16時まで（日曜・祝日は休館）
- 受付期間 6月1日（月）～27日（土）
- 中止もしくは延期となった場合は、個別にご連絡いたします。
- 問合せ先 西都市働く婦人の家 TEL：32-6300 FAX：32-6333

（文書取扱：商工観光課）

「スポンジテニス」講座

さいとくポイント進呈対象事業です

勤労青少年ホームでは、「スポンジテニス」講座を開催します。
スポンジテニスは、柔らかいスポンジ製のボールを使いテニスのようにボールを打ち返すスポーツです。
この機会に運動習慣を身につけませんか。

- 【開講日】6月25日（木）19時～21時
- 【期 間】6月～11月（全12回）※毎月最終火曜日と最終木曜日
- 【場 所】西都市勤労青少年ホーム（体育室）
- 【条 件】西都市在勤、在住の方ならどなたでも参加できます。
- 【費 用】当ホーム会員登録料 200円（本年度未登録の方のみ）
- 【準備物】体育館シューズ、タオル、飲み物（水分補給）
- 【定 員】8名（応募多数の場合は抽選となります。）
- 【備 考】新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、中止もしくは延期となった場合は、個別にご連絡をいたします。

◆申込み◆

- 窓口で直接か、電話・FAXでお申込み下さい。
- 受付時間：月～土曜 13時～20時（日曜・祝日は休館）
- 受付期間：6月1日（月）～22日（月）
- 問合せ先：西都市勤労青少年ホーム TEL/FAX：32-6301

（文書取扱：商工観光課）

市営住宅の入居者募集について

「定期募集(抽選会)」について

1. 抽選会開催月(奇数月) : 5月・7月・9月・11月・1月・3月
2. 抽選会日時・会場 : 毎回20日前後、午前10時開始
西都市コミュニティセンター
3. 入居申込
 - ・申込用紙を記入の上、必要書類(住民票、所得証明書等)を添付してお申込みください。
 - ・申込受付月以降の直近開催月から抽選会に参加できます。
※7月抽選については、6月末までに申込完了の方が対象
4. 抽選会開催の通知
 - ・入居希望住宅が空家になった場合に、抽選会参加者として抽選会の詳しい情報(空家状況、開催日時等)を通知します。

「随時募集」について

申込順に入居受付を行う随時募集も行っております。随時募集住宅の最新の情報は以下までお問合せください。今回の定期募集住宅のうち、一部の住宅について入居希望がない場合、抽選会終了後、随時募集に切り替えます。なお、定期募集との同時の申込みはできませんのでご注意ください。

※市営住宅の空き家数について (5月19日現在)

| 住宅名 | 空家数 | 住宅名 | 空家数 | 住宅名 | 空家数 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 三宅 | 12 | 国分 | 1 | 宮之下 | 2 |
| 稚児ヶ池 | 55 | 島内 | 0 | 鹿野田 | 9 |
| 稚児ヶ池南 | 6 | 南方 | 26 | 山田 | 12 |
| 酒元 | 10 | 杉安 | 6 | 都於郡 | 0 |
| 妻東 | 6 | 椿原 | 13 | 岩崎 | 2 |
| 白馬 | 4 | たて野 | 0 | 再開発 | 8 |
| 瀬口 | 7 | 札の元 | 3 | 合計 | 182 |

(文書取扱・問合せ：建築住宅課 住宅係 43-0379)

令和2年度就業支援講習会

調理師試験準備講習会受講生募集

対象者：宮崎県内のひとり親家庭の母もしくは父、及び寡婦の方で調理実務経験が2年以上あり、県で行われる調理師試験を受験される方

講座内容：調理師試験準備講座(全14時間程度)

日時：8月22日(土)・23日(日) 9時～16時20分
※全日程に出席することが応募の条件となります。

会場：宮崎県総合保健センター 5階大会議室
(宮崎市霧島1丁目1番地2)

定員：30名程度

受講料：無料(但し、テキストは受講生負担。県内保健所にて購入)

応募方法：次の1～3の必要書類を県内各保健所へ提出してください。

1. 令和2年度就業支援講習会受講申込書
(宮崎県母子福祉連合会ホームページからダウンロード、もしくは各地区の母子会会長・福祉事務所にお尋ねください。)
2. 調理師試験受験願書の写し(受領印のあるもの)
3. 児童扶養手当証書・ひとり親家庭医療費受給資格証の写し

応募締切：7月31日(金) 締切

※先着順としますので、お早めにお申込み下さい。

※「寡婦」とは、配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方のことです。

※お申込みや講座に関するお問合せは、以下までお願いいたします。

財団法人 宮崎県母子寡婦福祉連合会 0985-22-4696
〒880-0007 宮崎市原町2番22号 宮崎県福祉総合センター内
ホームページは「宮崎県母子福祉連合会」で検索してください。

(文書取扱：福祉事務所 子育て支援係)

西都市青少年育成センター便り

相談電話のお知らせ

～保護者の皆さん～

子どもさんのことで、悩みや心配ごとはありませんか。

- 学習に関すること ○しつけに関すること
- 交遊関係に関すること ○行動に関すること
- その他子ども^{じどう}の健全育成^{せいと}に関わること

などについて、西都市青少年育成センターでは、相談のための専用電話を開設しています。

～児童・生徒^{じどう}のみなさん～

学校のことで、悩みや心配ごとはありませんか。
家庭のことで、悩みや心配ごとはありませんか。
相談電話がありますので、利用してください。

相談電話 しん みに い ろ い ろ
 4 3 - 1 6 1 6

どんなことでも気軽に相談をして、いっしょに考えましょう。
曜日と時間は以下のとおりです。

火・水・木曜日の、原則として、午後1時～午後4時まで

(文書取扱・問合せ：西都市青少年育成センター

≪社会教育課内 43-3479≫)

西都市地域子育て支援センター つばさ館

子育て支援センターは、主に家庭で子育てをしている保護者とお子さんが集まり、情報交換したり、お子さんと一緒にみんなで遊べる交流の場です。利用料は無料です。

＜6月の行事予定＞

- 1日(月)～ 6月の製作(今月中随時)
- 3日(水) 助産師さんに聞いてみよう①(予約制) AM10:00～12:00
(身体測定&手形足形をとる成長記録会も実施します。)
- 5日(金) リトミック♪ AM10:30頃～
- 8日(月) 給食試食会(予約制) ※1食350円
- 9日(火) 英語で遊ぼう(予約制) AM10:30頃～
- 11日(木) 誕生会(6月生まれ) AM10:30頃～
(冠等の準備があるので、参加希望の方はご連絡下さい。)
- 15日(月)～19日(金) 父の日のプレゼント製作
- 17日(水) アタッチメントベビーマッサージ(予約制) AM10:30頃～
※参加費:500円(オイル代込み)
- 18日(木) おでかけ支援(生きがい交流広場) AM10:30頃～
- 22日(月) 助産師さんに聞いてみよう②(予約制) AM10:00～12:00
(身体測定&手形足形をとる成長記録会も実施します。)
- 25日(木) 給食試食会(予約制) ※1食350円
- 26日(金) つばさ館カフェ(予約制) AM10:30頃～※参加費200円
- 30日(火) 親子クッキング(予約制) AM10:30頃～※参加費150円
※ベビーフォトの日程・時間は、つばさ館にお問合せ下さい

◆支援センターつばさ館概要◆ ※駐車場は横にあります。

- 【住所】西都市白馬町3番地(認定こども園こどもの家敷地内)
- 【連絡先】TEL:43-1049 FAX:43-1079
- 【利用時間】月～金曜:9時～15時、土曜:9時～12時(育児相談可)
- 【子育て相談】電話・来園・訪問でのご相談は随時お受けします。
- 【一時保育】料金・時間は1時間単位でのお預かりになります。
詳しいお問合せはお電話下さい。
(1時間→350円、4時間→1,200円です。)

(文書取扱:福祉事務所)